

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	尾永井地区	令和2年9月30日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(農業委員会の地区データを活用)	49.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	32.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.2ha
(備考)	

2 対象地区の課題

尾永井地区の担い手は、尾永井地区の認定農業者の個人経営体及び入り作の法人が主となっている。今後、高齢化が進み中心経営体に記載されている個人経営の農業者が農業をリタイアする時のために、後継者を確保する取組を検討する必要がある。また、地区外の農業者が入り作する際、問題が起きないように地区として規則を作成することを検討する。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は基本的には、現在主に耕作している認定農業者の個人及び法人に集約化している。今後は、尾永井地区の農地は人・農地プランに記載されている規模拡大の意向のある中心経営体に、地権者と耕作者と協議しながら集積していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向(5年後)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻等	11 ha	水稻等	11 ha	
認農法	B	水稻等	3.3 ha	水稻等	6 ha	
認農	C	水稻等	1.2 ha	水稻等	3 ha	
認農	D	水稻等	4.5 ha	水稻等	4.5 ha	
	E	水稻等	3.5 ha	水稻等	3.5 ha	
認農	F	水稻等	0.5 ha	水稻等	2 ha	
認農	G	水稻等	0.5 ha	水稻等	2 ha	
認農法	H	米・麦・大豆	0.3 ha	米・麦・大豆	3 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	8人		24.8 ha		35 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

アンケート結果により、現状では農地の貸付意向は16筆把握している。今後も、高齢化により農業をリタイアする方が増えてくると思われるので、地区の総会等で農地の貸付け意向の確認を行う。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、利用権設定を行う際には、原則として、農地中間管理機構を活用していく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

蛇田池(ため池)が老朽化しており、ため池の整備事業を活用予定である。また、他の水路改修等の基盤整備についても地区として検討する。

新規・特産化作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物が主になっている。今後、水稻の価格が低下することが予想されるので、水田を畑地化して新たな園芸作目の導入も検討していく。